

第34期第1回横浜市児童福祉審議会（総会） 会議録	
日 時	令和4年11月14日（月）午後6時00分から午後7時58分まで
開催場所	オンライン開催
出席者	荒木田百合委員長、川越理香副委員長、青柳寛子委員、石井章仁委員、岩佐光章委員、大庭良治委員、斉田裕史委員、坂本耕一委員、高橋温委員、高橋雄一委員、田辺有二委員、天明美穂委員、パング希江委員、細川一美委員、森佳代子委員、山瀬範子委員
欠席者	青山鉄兵委員、明石要一委員、小木曾宏委員、加山勢津子委員、小林理委員、澁谷昌史委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議題</p> <p>（1）正副委員長の選出</p> <p>（2）部会所属委員の指名</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）各部会からの報告</p> <p>（2）「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告</p> <p>（3）令和3年度 被措置児童等虐待について</p> <p>（4）地域療育センターの見直しについて</p> <p>（5）こども青少年局における医療的ケア児の支援について</p> <p>（6）保育・教育施設における児童の車両送迎に係るガイドラインについて</p> <p>（7）その他</p>
決定事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長及び副委員長について、委員の互選により決定した。</li> <li>・部会の委員について、委員長の指名により決定した。</li> </ul>
<p><b>1 議題</b></p> <p><b>（1）正副委員長の選出</b></p> <p>横浜市児童福祉審議会運営要綱第2条第2項に基づき、荒木田委員を委員長に選出 横浜市児童福祉審議会運営要綱第2条第2項に基づき、川越委員を副委員長に選出</p> <p><b>（2）部会所属委員の指名</b></p> <p>横浜市児童福祉審議会運営要綱第4条に基づき、各部会所属委員を指名</p> <p><b>2 報告事項</b></p> <p><b>（1）各部会からの報告</b></p> <p>里親部会、保育部会、児童部会について各部会から資料に基づき報告</p> <p><b>（2）「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告</b></p> <p><b>事務局から資料に基づき報告</b></p> <p><b>○荒木田委員長</b> 大変多岐にわたるきめ細かな事業が展開されていることが詳しくご報告をいただきまして、いろいろなことが皆様もお分かりになったのではないかと思います。後ろの報告書には細かく載っていますけれども、例えば産後母子ケア事業など、令和2年から3年度にかけてどのくらい利用者が伸びたかというのが、A3の資料は1か所ですけれども、物すごくニーズがあるんだと、随分利用者が増えているなどということが見て取れると思います。本当にどの事業も大変重要な事業だと思いますけれども、皆様からも何かご質問とかご意見などはございますか。</p> <p><b>○高橋(温)委員</b> 8番の妊娠中の女性及び胎児の健康保持等でいろいろ取組をいただいているところだと</p>	

は思うんですけども、虐待で亡くなるお子さんの累計で言うと、0歳0日児死亡というのが実は一番多くて、つまり、その方たちというのは産み落とされたときに死産だったか、生きていたけれどもそのまま殺してしまったかというのが人数的に言うと一番多い部分だと思うんです。そういう方は、妊娠の事実も周囲に告げない、行政への支援も求めないまま事態に及ぶということになっているのが多いので、この部分に関して横浜市さんとして今どのようなことをお考えになっているのか、どういう支援があり得るのか、今後の取組の方向性も含めて何かあれば教えていただければと思います。

**○事務局** まず重要な点は、やっぱり2点あるのかなと思っておりまして、まず1点目といたしましては、学校での命の大切さを伝える教育といったところがまだまだ不十分な部分もありますので、こちらの部分につきましては、教育委員会とこれから連携して努めてまいりたいと思っております。

また、もう1点につきましては、予期せぬ妊娠といった部分がございますので、そういったところの相談といたしまして、横浜市では妊娠SOSというのを実施しておりますので、そういったところをよく周知してまいりまして、一人で悩まずにこちらのほうにつながっていただいて、決してそういった悲しい結果をもたらさないような形で私どもも取り組んでまいりたいと思っております。

**○荒木田委員長** 妊娠SOSのご相談というのは、割と若い子たちがよく使うSNS、LINEですとか、いわゆる電話とか来所とかではなくてということもやっていらっしゃるんですか。

**○事務局** 報告書の中で、細かく9ページのところに妊娠SOS横浜の実績などを書かせていただいておりますが、今現在は電話とメールということになっております。メールについては24時間365日ということで承っております。また、LINE等のSNSに対応していないところは現状としてございます。

**○荒木田委員長** 予期せぬ妊娠というのはメールアドレスなんか知られたくないということもあるかもしれませんが、やっぱり匿名性高く相談ができることで命が守られるようになるといういいなと思います。

私個人的には、非常に充実が図られた横浜市の体制、児童相談所も区役所も盤石な体制ということで、とても人数が増えているのですが、ちゃんとオフィスに収まっているのか気になりました。

**○事務局** 児童相談所もそれぞれ、西部児童相談所もこの春に新しく改修が行われまして、執務環境は人数を増やした分だけ大変きつい部分はございましたが、中央児童相談所でも執務室の環境も、それまで中央児童相談所に入っていた青少年相談センターが西部児童相談所の改修とともにそちらのほうに移転して、その事務スペースがまた確保されたというようなところもございます。順次改修を図っているところがございますが、やはり非常にきついところはまだあるかなと。今後また引き続き執務環境の充実も図っていきたいと思っております。

各区役所のほうでも、こども家庭総合支援拠点が設置されることによりまして各スペースをそれぞれ広げたり、相談スペースをまた増設したりというようなことがございましたが、何分やはり区役所もそれぞれの都合、事情によりますけれども、福祉保健センターの中の他課のご協力をいただきながら執務スペースの確保にも努めているところでございます。

**○大庭委員** 赤ちゃんポストとか慈恵病院のほうは、こういった取組のときに全国の民間の組織を利用して、そこから望まれない妊娠の対処をしているわけなんですけど、横浜市さんのほうは、民間のそういった組織を利用して情報を収集して、望まれない妊娠に対しての出産時に養子縁組とかそういったケアをするといったコネクションとかは持つ予定なのでしょうか、それとも、やはりあくまでもこれは市としての動きになっているのか、その辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

○事務局 予期せぬ妊娠の対応といたしましては、例えば特別養子縁組ということになりましたら、児童相談所でもそういった取組をいたしますけれども、それぞれ事前にあっせんをする民間の機関とつながっていることもあります。そういった部分につきまして、もしそれがございましたら、児童相談所、あとは各区役所のほうもそちらの団体さんと連携しながら、お子さんの養子縁組がスムーズに進むよう務めさせていただいているところですが、特にそういったところ言えば、民間の団体さんとの連携というのは比較的少ないかなとは思っております。

○大庭委員 分かりました。熊本のほうで非常に成功している例が多々あるので、もしそのような流れで民間のほうと協力されてやられると、妊娠の後のいろんな対処がスムーズに行われるのではないかなという感じがしております。ありがとうございます。

○荒木田委員長 やはり命を大切にするというのは教育も大切ですが、実際に予期せぬ妊娠をしてしまった後も、命を大切にしていける様々な工夫、あるいは勉強という事例を学んでいただければと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○天明委員 日々頑張って虐待に対応していただいていることには感謝申し上げます。2の市の責務の中の(6)の子供自身に対する権利主体であることの啓発という点において、リーフレット、それからチラシということで、やっぱり働きかけが弱いのではないかとこの心配があります。今回部局が変わって、こどもの権利擁護課というような位置づけをしたのはすごく期待をしているのですが、子供の権利条約というようなことをかみ砕いて伝えることをしないと、なかなか子どもが自分自身の権利について、何か侵害されたときに発信するということまでは難しいのではないかとこのことを考えます。

例えば、ここではあまり見えませんが、ヤングケアラーのような状況があったときに、大切な親を守るために何か言えないというような事態も起こるわけで、自分の権利が侵害されているということはどう発信していくかというのは子どもにとってかなり難しいことかなと思うので、リーフレットとかチラシというのももちろん大切な情報だとは思いますが、ほかのアプローチもあるのではないかなと思います。

もう1点は保護者に対するアプローチです。7番になりますが、保護者に対するアプローチがやはり問題行動をする親に対する指導というような形になりがちかなという心配があります。親自身も問題を抱えていて、子どもに対する問題は、その親がその親からされた問題が解決し切れていないというような状況も考えると、保護者同士で何か解決するようなピアカウンセリングのような状況、そういう場を設定して自分自身の問題も解決して、新しい子育てのスタイルを考えるということも検討していただけないかなと考えています。

○細川委員 2の市の責務の(7)で配偶者に対する暴力への対応というところを、新規として前向きにご検討、整備していただくことはとてもうれしいことだと思っておりますが、配偶者、大人だけではなくて子どもたち自身も、デートDVという言葉がございますけれども、若い子たちへも発信をどのようにお考えになっているのかを後で聞きたい部分でございますし、その下にございます市民の責務というところで、警察からの通報、通告が増えているというのは、DV現場に警察が行ったところ子どもがいるとこのところのカウントだろうと思っておりますので、やはり早いうちから子どもたちにも、先ほどの天明委員のお話にも重なる部分はございますけれども、自分たちの権利、また親の権利様々ではございますが、子どもたち自身の権利を大事にするというところ、子どもたちへの啓発活動についても力を入れていただけたらと思っております。

この部分の通告のところ、資料を見ますと、本人からの通報、通告も増えてきております。

それは多分4番のかながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談などで気持ちを聞いていただいて、内容は分かりかねますけれども、やはりそれはあなたの人権を奪われているという助言であったり、提案であったり、自分の気持ちを整理する中で、自分自身こういう被害に遭った、こういう暴力を受けてはいけないというところの本人からの通告かとも思いますので、子ども自身が訴えてきたときの対応も心がけて聞いていただけたらとてもうれしいと思っておりますので、話が前後しましたけれども、大人もそうですけれども、子どもたち自身にも暴力に遭わないためにできること、こういうことはデートDVに当たるんだよという、暴力の加害者も被害者もつukらない視点での子どもたちへの啓発事業についてどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

また、7番で虐待を行った保護者への支援でございますけれども、加害者がいなければ被害者は生まれないはずなんです。なので、どうしてもDVの加害者になるようなとか、子ども虐待を振るうような、そういう加害行為をする人たちへの教育であったり、指導であったりをどのように横浜市はお考えになっているのか、教えていただけたらと思います。

**○荒木田委員長** ありがとうございます。今、細川委員が最後にご質問のあったことは、天明委員の質問と重なるところもあるかなと思います。やはり循環していかない、ピアカウンセリングも必要なのかなというあたりも含めて、そして若い子たちへの教育は必要だけれどもというところはお二人とも同じですけれども、そうは言っても、一方でなかなか声を上げにくいのではないかと。恐らく子どもアドボカシーみたいなことだと思いますけれども、周りにいる人がどうやって成り代わって伝えるかみたいなことも含めて、お二人の疑問あるいは要望にお答えいただきたいと思います。

**○事務局** まず、天明委員からご質問をいただきました子どもの権利に関することなんですけれども、こちらのほうは全く本当にまだまだ私どもが足りないところかなと思ひまして、ご指摘をいただけたと思っております。リーフレットを作成いたしましたというところもございしますが、こちらのリーフレットは、相談できる、君はえらいよというような形のリーフレットなんですけれども、リーフレット、紙だけでは弱いところもございしますので、今年度は併せまして、先ほどもご紹介をさせていただきましたが動画のほうを作成させていただきましたので、そういったものを子どものほうにもご覧いただけるように、動画は3種類作っております、子ども向けのこんなことをされていたらぜひ相談してねというような動画の内容のものでございすとか、あとは保護者向けのどうしても子どもをきつく叱ってしまったとか、たたいてしまったとか、子育てに悩まれている保護者向けの動画と、あと一般市民向けに広く体罰に対する意識を深めていただくための動画3種類を作っております、この11月から放映を開始しております。

保護者向けと市民向けの動画につきましてはユーチューブの広告にも載せておひまして、幅広く既にもう1万件以上ご覧いただいて、そこからできるだけ長いバージョンをご覧いただければいいかなと思ひているんですが、そういった取組も行っているところになります。

あと、子どもの権利につきましてはやはり教育委員会、学校との連携が欠かせないところにはなってくるかなと思ひしておりますので、今年度、虐待防止のハンドブックを作成しておりますので、そういったところの展開を図る中で学校のほうの協力も得られるようにぜひ努めていきたいと思ひています。

親のピアカウンセリングにつきましてもご質問をいただきましたが、そこまでの取組はまだ至っておりませんのでぜひ参考にさせていただきますながら行っていきたいと思ひますし、他の委員からご指摘がありましたLINE相談につきましても、保護者と子ども、保護者が3分の2、子どもが3分の1ぐらいのご相談をいただいております、子育てに関するご相談をその中でいろいろやり取

りする中で解決に至ったりというようなところもございますし、心配な部分につきましては区役所のほうにつながったりというような形も行っているところです。

そのほかデートDVにつきましてもご質問をいただきましたが、DVに関することにつきましては、私どもとあと政策局の男女共同参画課のほうで行っておりまして、そちらの広報につきましては、デートDVに関するインスタグラムの広告を載せたりとか、特に高校とかが多いと思うんですけども、各学校に赴いてデートDVに関する広報啓発にも努めているところではございますので、その視点、その部分からまずは取り組むということは非常に重要だと私どもも考えておりますので、委員のご意見もございましたことをまた政策局とともに共有して、今後の展開を図ってまいりたいと思っております。

あと面談DVにつきましてもそのとおりでございますので、児童相談所の取組の中でも非常に重要な部分かなと思っております。DVに至る前も大切ですし、お子さんの前でDVをしてしまっている、それが子どもに与える影響みたいな形も十分踏まえながら対応させていただきたいというような形で考えています。

虐待をしてしまう保護者への支援に関してなんですけれども、ピアカウンセリングとはちょっと違うかもしれませんけれども、従来より、MCGと呼んでいる虐待をしてしまう母親のグループというものを外部のファシリテーターに委託をして行っているところがございます。なかなかグループとしての運営というものが難しく、個別に近い形での運営になっているところが多いというふうに聞いておりますけれども、この分野につきましてはいろいろな新しい技法等も開発されたり、実践されているところがございますので、横浜の児童相談所としても研究等をしていきまして、有効な技法を導入していきたいと考えております。

また、DV加害者への支援については、なかなかここは手がつけられないところがございます。実際的には、特にDV加害者の男性の治療グループ等を紹介させていただいたりとか、あと自発的にご利用いただいたりというところに対応しているところが現実かと考えております。

**○荒木田委員長** 先ほどご説明で、かながわ子ども家庭110番相談LINEでの相談、2000件を超えるかなりの受付件数がありますけれども、その3分の2が親からだということで、やはりDVをしてしまうような、あるいは子どもを虐待してしまうような親御さんもそれなりの悩みがあったり、これでいいと思っているわけでは決してない、そういった方たちをどうやって受け止めていくか。児童相談所もいろんな手法を持っていますけれども、お子さんもそうですけれども、学校から言われて、そうだよ、はいはいとか、行政に1回相談してなるほどねというので、すぐ変わったりということがない、そういうものとどう向き合っていくかということで、非常に息の長いというか地道な粘り強い取組になると思いますけれども、どうぞお子さんも親御さんもしっかり支えていただきたいと思っておりますし、民間で、さっきも自助グループみたいなものをご紹介するというお話がございましたが、行政の外、学校の外でいい取組があれば、ぜひ手を取り合って支えていただければと思います。

### (3) 令和3年度 被措置児童等虐待について

#### 事務局から資料に基づき報告

**○天明委員** 事例Bの性的虐待の児童指導員については、職業としてまた元のところに戻るということですか。研修実施みたいな感じでよく分からないので教えてください。

**○事務局** この案件につきましては、実際にはわいせつな画像を見せる等といった性的な虐待がございました。この職員自体は既に懲戒解雇という形になっておりまして、当該施設での勤務はしていないと

ころでございます。こういったことが再発しないように、こちらにも書かせていただいていますように、施設内での研修等を実施して再発防止に努めているところでございます。

○石井委員 保育士の場合は、最大10年間の資格停止というような方向性になるかと思うのですが、この場合の児童指導員とか栄養士とか、あるいは宿直職員というのは多分そういう資格の縛りがないので、もしかしたら、ここの施設を辞めてもほかの施設で、懲戒解雇は履歴書に書かなければいけないから分かってしまうのかもしれないですけども、そのあたりの把握みたいところは実際できるものなのかどうかということも含めて教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局 児童指導員となりますと、資格要件を満たせば職種に就けるということで、保育士等の国家資格と異なりまして、そういったことを起こした者を各自治体間ですとか各施設で共有する仕組みが現状ではないような状況でございます。委員ご指摘のとおり、例えばわいせつ行為等を行った児童指導員がまたほかの施設で働くことで同じことを繰り返すようなリスクがあるのではないかとということでは本当に私どもとしても懸念するところではございますけれども、現状では私どもの自治体だけの努力ではなかなか難しいところもございまして、児童の権利を万全にするためには、保育士とかと同じような仕組みができていくことが望ましいというふうには考えております。

○荒木田委員長 いいご指摘をいただきましてありがとうございます。市役所もそういう意味では問題意識を持っているようなので、市だけで解決できないことはぜひ国への情報提供ですとか、あるいは政令都市でまとまって事例を共有して国に働きかけていくとか、やはり現場からの発信で子どもたちを守るというようなこともぜひご検討いただければと思います。

そういった問題とは別に、業務宿直職員とか栄養士とか、必ずしも子どもの処遇で専門的知識があるわけではない、でも子どもと接するチャンスがあるという方たちは、こういう事態に立ち至らないように、自分に関してはそういうことはないんだという過信をしないような指導をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

#### (4) 地域療育センターの見直しについて

##### 事務局から資料に基づき報告

○大庭委員 この件は本当に保育所が長い間望んでいたことでございます。2週間で相談に応じられるということは本当にありがたくて、また、できましたら、やはり加配、保育所がいつも望んでいる、一体加配がどの程度必要なのかということも2週間の面接時に療育センターのほうから保育所に伝えていただいて、早く保育所のほうで保育士の手配ができるよう、そこまで考えていただけたら本当に助かりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○荒木田委員長 現場への支援ということになると思いますが、このあたりは検討はされていますか。ある意味、2週間以内のファーストコンタクトをするチームと保育の連携の在り方ということになると思いますけれども。

○事務局 面接につきましては、先ほど申しましたように2週間以内ということで、なるべくお待たせせずにかつ保護者の方に寄り添う形でご不安事等をお伺いして少しでも安心していただきたいということで、今回のような取組を進めております。ただ、今回の面接の中では、加配に関する判断、診断的なものまでは含まれていません。申し訳ありませんが、加配に関する内容等まではこの面接の中では整理できないという状況になっております。

○荒木田委員長 集団療育の見直しのところでも、必要に応じて週1の通所が週1の保育所等への訪問支援に充てるということで、お子さんが通っている先との情報交換ですとか連携みたいなことというのは、ベースには意識があると思いますので、確かにこのスタッフで加配の判断ができるとは思いま

せんけれども、連携の在り方みたいなことについてはこれからなのかもしれませんけれども、今すぐどうか、来年度予算に向けてどうというのではなくて、せつかくこういう仕組みを始めるので、そういうことが考えられそうかどうか、お考えがあれば伺っておきたいと思います。

○事務局 発達障害児のお子さんが大変増えているということで、保育所でもご苦労されているということはいろいろなところでご意見を伺っているところです。巡回相談も、保育所の数も多いという中では支援の必要なお子さんがたくさんいらっしゃるにしまして、保育所で求める回数がなかなか確保できていないということもあると思います。今後もご意見をいただきながら、障害児福祉保健課とも連携して、保育所の支援の充実が図れるように考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○荒木田委員長 特にこの時期のお子さんはやっぱり日々発達していくので、最初はかなり加配が必要な状況だったとしても、集団療育ですとか、家庭での教育によって状況が改善というか、加配をするほどではないところまでいくのか、そうではないのかによって、加配になるかどうかは別にして、保育所としてスタッフを増やしたほうがいいのか、もうちょっと見守っていて大丈夫なのか。それは予算の面だけではなくて、ぜひご相談に乗っていただけるようなこともお考えいただけたらいいのではないかなと思います。

○大庭委員 ありがとうございます。また同時に、大変多くの方が、発達障害支援スクールのような機関を利用されています。そういったところとの連携もぜひお願いしたいなと思っております。

○森委員 あり方検討等を開催していただきまして、また、ひろば事業等を拡大していただいて、早くから親の不安を軽減するような対応を取っていただいていますこと、本当にありがとうございます。ただ、具体的に初診にかかるまでがやはり6か月以上かかっているという声も上がっておりまして、具体的に短くするというのは何か月ぐらいというのを目指しているところがあるのかということも1点お伺いしたいことになります。

あと、幼稚園、保育園、3歳、年少から入るときに、週1の通園を利用したいという声が多数上がっている中、4月の入園時にはこちらの療育センターのほうの通園が利用できないということで、民間の児童発達支援につながる親御さんも大変多くいらっしゃいます。民間が悪いと言っているわけではないんですけども、横浜市の療育センターの療育の質というものは大変に高いものがあるというふうにご利用してきた者としては強く思っております。民間との違いというものはあるのではないかなと思っていて、多くのお母さんが横浜市における療育センターの療育を受けたいという希望の声が多数上がっていますので、今後検討の中で週1の軽度のお子さんたちの療育をどう守っていくかという部分も検討の中に入ってくるんだと思うんですけども、その重要性、横浜市の療育センターの持っている質の高さというものをぜひ考えていただいていたいただきたいなと思っております。

○事務局 1点目の待機期間につきまして、どういった考えを持っているのかというところなんですけれども、やはり待機期間自体を短くするためには、どうしても医師の確保ということが重要になってくると思います。これまでも一部地域療育センターで医師の確保をして、一旦待機期間を短縮等々もしてきたんですけども、そういった専門性のある医師を確保するのは実際として難しいという状況があるのも事実でございます。今後も引き続き医師の確保には取り組んでいきたいと思っております。

2点目ですが、地域療育センターの質の高さについて評価していただきまして誠にありがとうございます。地域療育センターは特にそれぞれ医師をはじめとした専門性の高いスタッフがおりますので、そういった中でいわゆる質の高いサービスができていっているのかなと思っております。週1回の

通所についてもよくよく考えるということをお願いしたいかと思いますが、実際我々も保育所に通常通っていて、週1回だけ地域教育センターを利用したいという声はしっかりと受け止めておりますので、そういった中で週1回の通所がしやすいような形を今後も検討してつくっていきたくて考えております。

○荒木田委員長 ありがとうございます。横浜市への期待を込めて、ある意味エールを送られたということになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### (5) こども青少年局における医療的ケア児の支援について

##### 事務局から資料に基づき報告

○荒木田委員長 医療的ケア児の支援につきましては、法制化される前から横浜市は様々な取組を進めてここに至っているというふうに考えております。ニュースなどでは、せっかく法律が施行されたのに、まだコーディネーターが置けないような県もあるというのが先頃話題になっていましたけれども、こども青少年局においてはかなりきめ細かな対応がなされているというのが資料で分かったと思います。残念ながら学校はこども青少年局の所管ではないので、学校での対応についてはここで触れられていませんが、学校に入る前、これだけ丁寧にやっていることで、その状況が学校にしっかり引き継がれていくものと考えております。

○大庭委員 医療的ケアですが、保育園側としましては、まだこのイロハが全く分かっていない状況です。一刻でも早く何が必要なのか、もし来年度からやるのであればどういう準備をしたらいいのかとか、本当に最初の段階の説明をしていただければというのが多くの園の要望でございます。

○事務局 医療的ケアのガイドラインにつきましては、先般10月に各施設向けに説明会をさせていただいたところですが、説明会中のご質問の中でも、来年からすぐに全施設でやらなければいけないのかといったようなご質問もいただきました。医療的ケアのお子さんを受け入れていただくためにはまず看護師の配置が必要となっております。そういった準備ができていく園から受入れを進めたいと考えております。既に看護師配置がされている園で既に医療的ケア児を受け入れていただいているところもございますし、そういったところを今後拡充していければと思っています。また分からない点などがございましたら、支援課のほうにご質問いただければと思っていますし、今週中には、説明会でいろいろいただいたご意見のQAを作りまして、各施設のほうにもご説明、ご報告させていただくことを考えております。よろしくお願いいたします。

○荒木田委員長 医療的ケア児の方が近くにたくさんいて、ああ、こういう感じで受けられるのだとか、子ども同士がこういうことがあってもこういうのは大丈夫なんだというイメージをなかなか持ちにくいところがあると思いますので、受入れをしている園があるということであれば、そういった状況を例えばビデオに撮って見ていただくですとか、あるいは学校は先行してやっていますので、少し大きくなってからですけれども、イメージをつかんでいただくことも非常に重要ではないかと思います。ぜひ現場ときめ細かくやっていただければと思います。

○事務局 昨年度から、医療的ケア児を受け入れていただいている施設の方の事例をご報告していただく研修会を開催しており、今年度も開催させていただきました。施設長の立場、保育士の立場、看護師の立場で視点も違ってまいりますので、そういった事例をご紹介できる研修を今後も行っていきたくと思います。実際受入れを進めていただく園の皆様については、医療的ケアの手技を学んでいただく研修、それから実地でケアの様子を見学していただくような仕組みも今年度の中でも検討して進めたいと考えております。

○大庭委員 ありがとうございます。ただ、これは全園に説明するというのをしたほうが、希望者とかでは

なくて、これはもう我々全てが理解しておかなければいけないことですので、そういった形での説明会があればいいかなとは思いますが、いかがですか。

**○事務局** 10月に開催した説明会につきましては、全保育・教育施設にご案内をさせていただきまして、会場開催とオンライン開催で、ご希望の方はご参加くださいということをご案内いただいております。ガイドラインとQAを全施設に対してお送りしておりますので、何か分からない点がございましたらばご質問をいただければと思っております。

年度末に保育・教育施設の皆さん向けに変更点などについて、2月頃に説明会を開催しておりますので、その中でも医療的ケアのことにつきましてはご説明させていただきたいと思っております。

**○荒木田委員長** 医療的ケア児・者等コーディネーターの養成のときにも、非常に思いの強い方が手を挙げていただいて順調に育っていたなと思ったら、ぎりぎりになってやはり二の足を踏むとか、行ったり来たりということはきっとあると思いますので、より多くの方にご理解いただけるように丁寧に全園に説明をして、きめ細かくフォローしていただければと思います。

**○天明委員** 医療的ケア児、それから、その1つ前の地域療育センターのことについても、該当の親御さんには本当にすごくいいなと思うんですけども、取り巻く園児とか、保護者の方とか、ちょっと外野になってしまうような方々にもやっぱり丁寧に説明していただくような機会を、すごく大変だとは思いますが、別の角度からするようにしていただけたらと思います。とかく学校のほうは、教育委員会がということでしたけれども、障害児と絡む時間、経験がすごく少なくなっていて、高校生とかと接していてもなかなか理解が、今度は産む性になるというときにやっぱりすごく難しいんですよね。保育所とかそういうときにちょっとこういう経験があるというのはいくらも豊かな人生を歩むことになると思うので、ぜひ周りの子どもたちに理解をもらえるように力を尽くしてほしいなと思っています。大変だと思いますが、よろしくお祈りします。

**○荒木田委員長** 当事者だけではなくて、それを囲むお子さん、それから恐らく親御さんも、学校などの例を見ましても子どもたちは意外にすぐ仲よくなったり、サポートの仕方を身につけていくけれども、なかなか親御さんまで含めて地域全体で理解していくというのは時間がかかることだと思います。そういったことも踏まえて、何か少し啓発といったこともお考えのようであれば、事務局からご説明いただければと思います。

**○事務局** 今ご意見をいただいたように、より医ケア児とはどんな状態像の方かということを知ってもらうことも非常に大切だと思います。我々は毎年、医療的ケア児等の支援者養成研修というのをやっております、大体年間50人ぐらいの方を対象に年8回、毎月1回ぐらいで5月から12月ぐらいまででかなりしっかりとした研修をやらせていただいております。そういった中で医ケア児等に理解を深めていただく方を増やす中で、そういった理解の広がりが出ていけたらなと期待をしているところでございます。

**○荒木田委員長** ありがとうございます。周りも少し意識した取組をということでお話がございました。

**○事務局** 実際に受け入れている園の中では、やはりお子様の様子であるとか、保護者の皆様にももちろんご理解をいただきながら伝えていくところで、インクルーシブの考えに基づきまして、子どもたちも本当に普通にその子らしく受け入れてくれています。ただ、医ケアの必要なお子さんですと、いろんな器具がついていたり、お手伝いをしたくても手を出していけない、器具に触ってはいけないことがあるとか、そういったことを含めて担任の先生や、施設の看護師さんが、きちんと子どもたちにも分かるように丁寧に伝えていくところです。

実際に医療的ケア児のお子さんの保護者の方のご理解もいただきながら、園の中でもお話を共有

したりしています。保護者の方が園の他の保護者の方に、クラスの会合などで、うちの子どもはこういった状態だけれども、このクラスで育つことで本当にこんなところができるようになった、笑顔が多くなった、本当に楽しみにしているんですというような具体的なお話をしていただくこともございます。そういった中で保護者の方のご理解をいただきながら、少しずつ周りにも啓発が進んでいくといいなというふうに考えております。これからもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○荒木田委員長 障害があってもなくても地域の中で子どもは育っていくという状況をぜひつくっていただきたいと思います。

(6) 保育・教育施設における児童の車両送迎に係るガイドラインについて

事務局から資料に基づき報告

○荒木田委員長 横浜市は、あの事件があった後、いち早く各現場の確認を進めて、マニュアルも速やかに作って現場と意見交換をしていると思います。ぜひ痛ましい事故が起きないように、マニュアルを作ったから大丈夫ということではなくて、より使いやすく、よりこういった事故が起きないマニュアルに向けて現場と意見交換をしていただきたいと思います。

閉会

資料	資料1-1	第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿
	資料1-2	第34期横浜市児童福祉審議会 臨時委員名簿
	資料2	第34期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿
	資料3	児童福祉審議会の概要、横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
	資料4	部会報告 里親部会
	資料5	部会報告 保育部会
	資料6	部会報告 児童部会
	資料7	横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和3年度実施状況報告（概要）
	資料8	令和3年度被措置児童等虐待について（報告）
	資料9	地域療育センターの見直しについて
	資料10	こども青少年局における医療的ケア児の支援について
	資料11	保育・教育施設における児童の車両送迎に係るガイドライン〔記者発表資料〕
	参考資料1	横浜市子供を虐待から守る条例に基づく令和3年度実施状況報告書
	参考資料2	保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン
特記事項	なし	